

○ 市区町村番号	● 調査区番号	◎ 工業調査事業所番号
.....		

秘

計 統 業 工
計 統 幹 基

平成 29 年 工 業 統 計 調 査
工 業 調 査 票 甲 (28 年 実 績)
(従 業 者 30 人 以 上 の 事 業 所 用)

◎票群	◎票番

★この調査票は、統計調査員に一部提出してください。調査票は経済産業省に送付され、厳重に保管されます。
★黒インクのペン又はボールペンを用い、楷書ではっきり記入してください。
★◎欄は統計調査員又は市区町村、○欄は市区町村、⊗欄は市区町村又は都道府県、◎欄は都道府県で記入します。

1事業所の名称及び所在地

(フリガナ)

(名称)

〒

(所在地)

2本社又は本店の名称及び所在地

(名称)

〒

(所在地)

3他事業所(国内)の有無

あてはまる番号一つに○を付けてください。

1工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。
2工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。
3工場が二つ以上ある(上記1,2以外)。

4経営組織

あてはまる番号一つに○を付けてください。

1会社(株式(有限を含む)、合同、合資、合名)
2組合・その他の法人
3個人

5資本金額又は出資金額(会社に限る)(単位:万円)

平成29年6月1日現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。
5,000円未満の場合は、「0」を記入。

千億百億十億億千万百万十万万円

6従業者数(平成29年6月1日現在)(単位:人)※従業者数の書き方が変わりましたので、詳しくは裏面をご覧ください。

区分	①個人業主及び無給家族従業員	②有給役員(個人経営以外で役員報酬を得ている人)	常用雇用者		⑤臨時雇用者(雇用期間が1か月未満の人 ※④以外のパート・アルバイトなどを含む)	⑥合計(①～⑤の合計)	⑦送出者(⑥合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑧出向・派遣受入者(①～⑦以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)
			③正社員・正職員としている人	④③以外の人(パート・アルバイトなど)				
男								
女								

この事業所に従事している人の男女計(⑥－⑤－⑦＋⑧)

7現金給与総額(年間)

常雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額

その他の給与等

常雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている人に対する負担額など

現金給与総額(年間)合計

金額(単位:万円)

千億百億十億億千万百万十万万円

8消費税の税込み記入・税抜き記入の別

選択した記入方法を○で囲んでください。
●9項以降は「1税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2税抜き」で記入してください。
☐ 囲みの欄(9項、10項(土地を除く)、11項、12項、13項)は、上記、8項(「1税込み」「2税抜き」)での選択による金額を記入してください。

1税込み

2税抜き

9原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額(年間)

金額(単位:万円)

兆千億百億十億億千万百万十万万円

原材料使用額

燃料使用額

電力使用額

委託生産費(外注加工費)

製造等に関連する外注費

転売した商品の仕入額

原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額(年間)合計

↓ この欄は都道府県が使用します。

◎ A			◎ B			

8 項での選択（消費税込み、消費税抜き）に応じた金額を記入してください。

[illegible]

★この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります

★この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

★記入に当たっては、別途配布する「記入の仕方」をご参照ください。
★金額は、一万円未満を四捨五入して、「一万円」まで記入してください。
★「年間」とは平成28年1月1～12月までの1年間、「年初」とは平成28年1月1日、「年末」とは平成28年12月末日を指します。詳しくは裏面をご覧ください。

經濟産業省



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

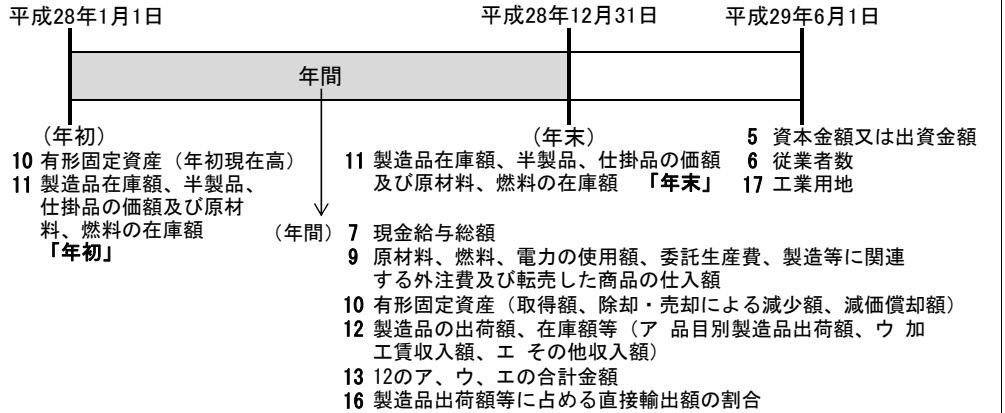
記入注意

○＝その項目に含まれる数字　×＝その項目に含まれない数字

【調査事項の説明】

調査期間 平成28年1月～12月

・調査期間が「年間」となっている事項については、平成28年1月～12月までの1年間の実績をご記入ください。
・調査時点が「年初」となっている事項については平成28年1月1日現在、「年末」となっている事項については平成28年12月末日現在の数値をご記入ください。
・それ以外については、平成29年6月1日現在の数値をご記入ください。



※平成28年1月から12月までの1年間で記入出来ない場合は、平成28年を最も多く含む決算期間（12か月）で記入してください。
なお、その場合の「年初・年末」はそれぞれ「期首・期末」で記入してください。

6 従業者数

- (1) 「①個人業主及び無給家族従業者」
個人業主とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいいます。
個人が共同で事業を行っている場合は、そのうち1人を個人業主とし、他の人は「③正社員・正職員」としてください。
無給家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいいます。
× 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」とします。
- (2) 「②有給役員」とは、貴事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、貴事業所が役員報酬を支給している場合は、貴事業所の有給役員に該当します。
× 無給役員は従業者には該当しません。
- (3) 「常用雇用者」とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。臨時社員などと呼ばれている人でも、この定義に当てはまる場合は「常用雇用者」に含めます。
(ア) 「③正社員、正職員としている人」には、貴事業所で「正社員」、「正職員」として処遇している人を記入します。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
(イ) 「④③以外の人（パート・アルバイトなど）」には、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「正社員、正職員としている人」以外の人を記入します。
- (4) 「⑤臨時雇用者」には、「常用雇用者」の定義に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人）を記入します。④以外のパート・アルバイトなどを含めます。
- (5) 「⑥合計」には、①～⑤の合計を記入してください。「⑧出向・派遣受入者」のみの場合は「0」と記入してください。
「⑦送出者」には、労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など貴事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人を記入します。
- (6) 「⑨出向・派遣受入者」には、別経営の事業所に籍を置いたまま貴事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者を記入します。
× 別経営の事業所から業務請負により、貴事業所で働いている人は含めません。
- (7) 「この事業所に従事している人の男女計」には、⑥－⑤－⑦＋⑧の値を記入してください。甲調査（従業者30人以上）、乙調査（従業者4～29人）の判断に用います。

7 現金給与総額

- 貴事業所が支払っている給与等（派遣会社への支払額などを含みます）について、所得税、保険料、組合費などを差し引かない金額を記入してください。
○ 貴事業所分として本社が負担している金額
× 現物支給したのも、事業所負担の社会保険料、非常勤の役員に対する報酬
- (1) 「常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」
労働契約、団体協約、給与規則などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当などと、一時的な理由により特別に支払われた結婚手当、期末賞与などを記入してください。
× 出向・派遣受入者に対する支払額 → 「その他の給与額等」に記入します。
- (2) 「その他の給与額等」
常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額（出向元企業・派遣会社への支払額など）、臨時雇用者に対する給与、出向させている人に対する負担額などを記入してください。

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

選択した記入方法を○で囲んでください。9項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

8項での選択（「消費税込み」「消費税抜き」）による金額を記入してください。

- (1) 「原材料使用額」

- (ア) 燃料以外のすべての製造加工用等の原材料（委託生産のために他企業に支給した原材料及び製品を含みます）及び工場維持管理のための材料、消耗品、購入した水などのうち、**実際に製造等に使用した総使用額**をいいます（購入額を記入するものではありません）。
- (イ) 原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。
- (ウ) 同一企業に属する他の事業所から受け入れたものは市価に換算して記入してください。
- (エ) 燃料として使用されるものでも、原料として使用された場合、例えばコークス製造用の石炭、ゴム溶剤に用いられた石油などは、原材料使用額に含めてください。
- (2) 「燃料使用額」には、貨物運搬用・暖房用も含みます。
同一企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所が使用した石炭、石油などの使用額は、製造品出荷額等の最も多かった事業所にまとめて記入してください。
- (3) 「電力使用額」には、工場の電灯用も含みます。 × **自家発電によるもの**
- (4) 「委託生産費」とは、**自己の所有する原材料又は製品を他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託（「委託生産」もしくは「外注加工」）した場合に支払う加工賃**をいいます。支給した原材料又は製品は「原材料使用額」に記入します。
- (5) 「製造等に関連する外注費」
「製造原価」（売上原価）に計上した外注費のうち、**当該事業所収入に直接関係する外注費**をいいます。
○ 生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包
○ 製品に組み込まれるソフトウェアの開発
○ 製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理
× 委託生産費 → 「委託生産費（外注加工費）」に記入します。
× 派遣会社への支払額 → 「7 現金給与総額（その他の給与額等）」に記入します。
× 固定資産に計上されるもの
× 警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝など管理・販売関係の外注費
- (6) 「転売した商品の仕入額」とは、調査期間中に実際に売り上げた「転売品」に対応する仕入額をいいます。 【計算式】 年初転売品在庫額 ＋ 年間転売品仕入額 － 年末転売品在庫額

10 有形固定資産

- 貴事業所が所有するすべての有形固定資産（事業所構外のものを含む）の帳簿価額を8項で選択した評価方法（「消費税込み」「消費税抜き」）に換算して記入してください。
- (1) 「年初現在高」には、「土地」と「土地を除く有形固定資産計（建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等の合計）」の両方を、それぞれ記入してください。なお、帳簿価額は、前年までの減価償却累計額を取得価額から差し引いた純額になります。
- (2) 「取得額」
(ア) 購入、建設、自家製作、同一企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定からの振り替えを、取得の際の帳簿価額又は振り替えの際の評価額で記入してください。
(イ) ○ 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合
× 資産の再評価によって固定資産の帳簿価額が増加した場合
- (3) 「除却・売却による減少額」には、売却、撤去、同一企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による除却額を記入します。「土地」と「有形固定資産計（土地を除く）」に区分して記入してください。土地の減損分は含みません。
- (4) 「減価償却額」には、減価償却費として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てた金額を記入してください。**「減価償却額」がない場合は、「0」を記入してください。**
- (5) 「建物、構築物」
(ア) 建物には、工場、事務所のほか、貴事業所の固定資産台帳に含まれている社宅、その他事業の用に供している資産（構外のものを含む）並びに附属設備を含めてください。
(イ) 構築物には、ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてください。
- (6) 「建設仮勘定」を設定している事業所は、借方に加えられた金額を「増」に、この勘定から有形固定資産に振り替えられた金額の合計を「減」に記入してください。ただし、有形固定資産以外のもの（例えば、ソフトウェアなどの無形固定資産など）及び土地については除いてください。

11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

- 帳簿価額を8項で選択した評価方法（「消費税込み」「消費税抜き」）に換算して記入してください。それが難しいときは、見積り市価によってください。
- (1) 「在庫額」には、貴事業所が製造等のために所有するもの（他企業へ原材料を支給して製造させた委託生産品及び支給している原材料を含みます）を記入してください。ただし、他企業が所有している原材料及び買加工した製造品（受託生産品）、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は、含めないでください。
- (2) 部分品でも貴事業所から出荷されるものの在庫は、製造品在庫額に含めます。

12 製造品の出荷額、在庫額等

- 8項での選択（「消費税込み」「消費税抜き」）による金額を記入してください。
- (1) 「製造品」には、**部分品、副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入**してください。
- (2) 「製造品名」、「買加工品名」、「その他収入の種類名」、「番号」、「数量単位名」などの記入に当たっては、調査票と同時に配布した「商品分類表」によって記入してください。
- (3) 調査票欄に書ききれないときは、調査票と同時に配布した「調査票 甲」の記入の仕方にある補助用紙を用いてください。その際、調査票には「以下別紙」と記入するとともに、補助用紙には必ず貴事業所名を記入してください。ただし、補助用紙を用いた場合でも合計金額は、調査票の「製造品出荷額計」、「製造品在庫額計」、「加工賃収入額計」、「その他収入額計」欄に記入してください。
- (4) 「ア 品目別製造品出荷額」
(ア) 酒税、たばこ税、たばこ特別税、たばこ地方税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ金額を記入してください。
(イ) 自己の所有する原材料又は製造した製品を他企業の国内事業所に**支給して製造加工させてそのまま出荷したもの（委託生産品）も含みます。**
(ウ) 転売品は、ここには含めないで、「エ その他収入額」に「転売収入」として記入してください。
(エ) 割引、値引されたものは、その分を差し引いてください。
(オ) **同一企業に属する他の事業所へ引き渡したのものも含みます。**なお、その際の出荷額については、市価によって記入してください。
(カ) 構内に店舗を持たず、製造した製品をインターネットや通信販売等により直接消費者に販売したもの（製造直販）はここに含めてください。ただし、製造して構内の店舗で消費者に販売したものの（製造小売）は、ここには含めないで、「エ その他収入額」に「製造小売収入」として記入してください。

- (キ) 出荷額は、工場出荷金額とし、**積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いた金額で記入**してください。
- (ク) 取引先での据付・工事や保守・点検などを含めた契約となっている製造品については、製造品の代金は「ア 品目別製造品出荷額」に、据付・工事の代金は「エ その他収入額」に「建設業収入」として、保守・点検の代金は「エ その他収入額」に「学術研究、専門・技術サービス業収入」としてそれぞれ分離して記入してください。
- (5) 「イ 品目別製造品在庫額」
(ア) 帳簿価額を8項で選択した評価方法（「消費税込み」「消費税抜き」）に換算して記入してください。それが難しいときは、見積り市価によってください。
(イ) 半製品及び仕掛品は含めないでください。
- (6) 「ウ 加工賃収入額」には、他企業（国内外にかかわらず）が所有する原材料又は製品に買加工をして調査期間中に引き渡したのものに対して受け取ったもしくは受け取るべき加工賃を記入してください。
- (7) 「エ その他収入額」
(ア) 「ア 品目別製造品出荷額」及び「ウ 加工賃収入額」**以外の収入**を記入してください。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入、有形固定資産などの売却収入は含めないでください。
(イ) **「修理工料収入」、「販売電力収入」、「冷蔵保管料収入」は、ここに記入**してください。
(注) 船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールなどは、「修理工料収入」としないでください。自己所有の原材料によって修理をした場合は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工賃収入額」に記入してください。
- (ウ) **転売品の販売収入は「転売収入」としてここに記入**してください。
(エ) 製造して構内の店舗で消費者に対して販売したものは、「製造小売収入」としてここに記入してください。

14 主要原材料名

購入又は支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。購入又は支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を作る場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。

15 作業工程

製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び買加工品のうち、主なものについて、貴事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種類以上の製法のある製造品については、そのうちの製法によっているか、また、機械によっているか、手作業によっているか、要点を明確に記入してください。

16 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

直接輸出とは、貴事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可証の交付を受けたものをいい、商社等他企業を経由して輸出したものは除きます。「13 12のア、ウ、エの合計金額」に占める直接輸出額の割合を**小数点第2位**まで記入してください。

17 工業用地及び工業用水

- (1) 「ア 事業所敷地面積」
(ア) 「敷地面積」には、貴事業所で使用（**賃借を含む**）している敷地の全面積を記入してください。ただし、鉱区、住宅、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と、道路（公道）、塀、柵などにより、明確に区別される場合又はこれらの敷地面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いてください。
- (2) 「工業用水」とは、貴事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む）をいい、「1日当り用水量」とは、調査期間中の1年間に、貴事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。
- (3) 「イ 1日当り水源別用水量」
(ア) 「公共水道」には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水の量を記入してください。
(イ) 「**4 その他淡水**」には、公共水道、井戸水、回収水のいずれにも属さないもので、例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水する水（地表水）及び河川敷又は旧河川敷内において集水埋きよによって取水する水（伏流水）、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。

備考欄

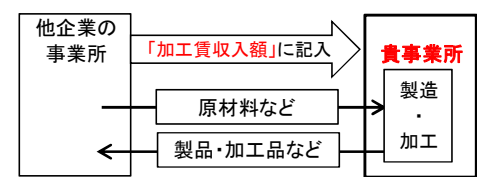
「休業中」、「操業準備中」、「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨を記入してください。また、各調査項目について、前年に比べて著しく数値が多い又は小さい場合（例えば2倍以上又は1/2以下の場合）には、その理由を記入してください。

「転売品」とは、「他の事業所」から仕入れて「そのまま」販売したものをいいます。

- ・「他の事業所」には同一企業に属する他の事業所を含みます。
・「そのまま」には、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。
ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なして、転売品には含まれません。

「買加工」とは
貴事業所が、他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他企業の事業所の所有する製品等に加工することをいいます。

- ・貴事業所が買加工を行って受け取った加工賃が「加工賃収入」となります。



「委託生産（外注加工）」とは
貴事業所が、貴事業所の所有する原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して、製造、加工を委託することをいいます。

- ・委託生産のために貴事業所が支払った加工賃が「委託生産費」となります。
・委託生産品の出荷額は「製造品出荷額」に記入します。

